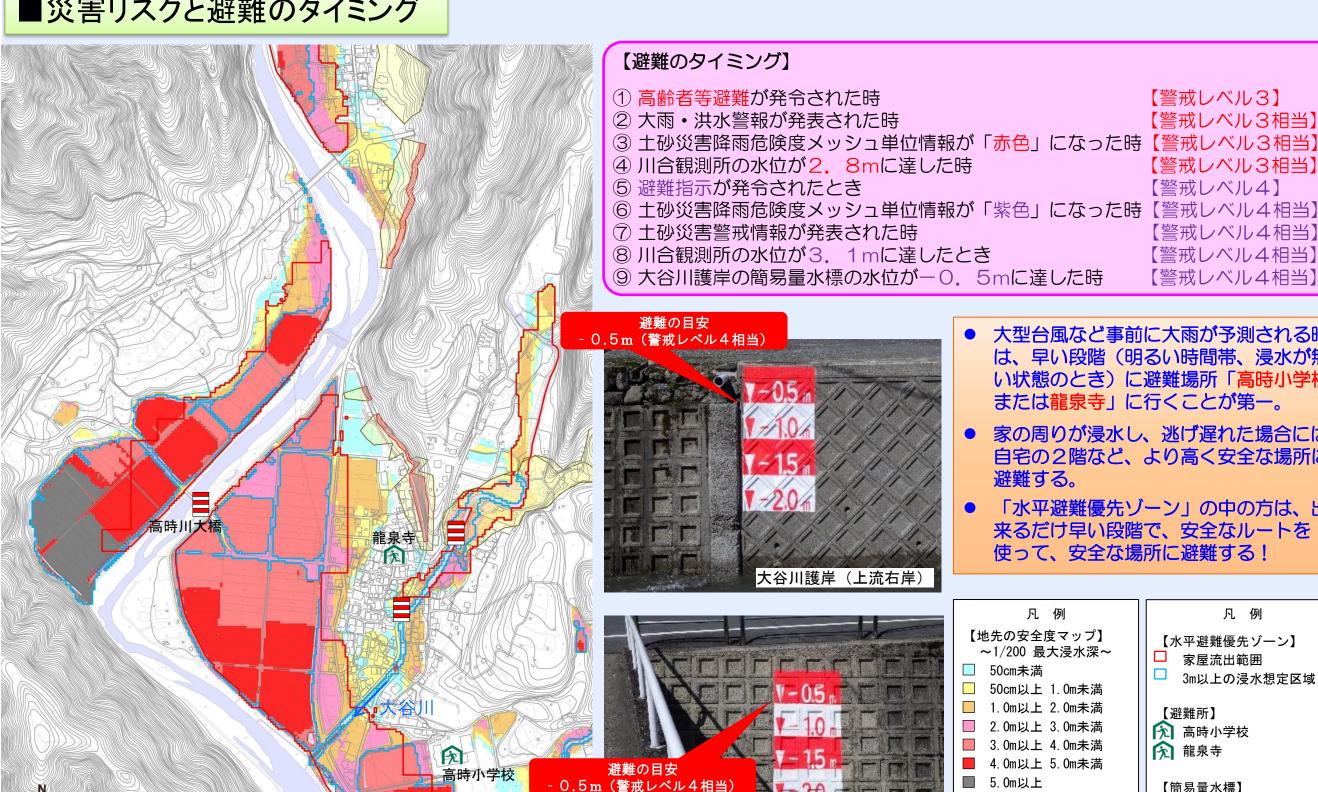
# 古橋地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版

# ①そなえる対策(避難計画)

### ■災害リスクと避難のタイミング



【警戒レベル3】 【警戒レベル3相当】 【警戒レベル3相当】 【警戒レベル4】 【警戒レベル4相当】

【警戒レベル4相当】 【警戒レベル4相当】

- 大型台風など事前に大雨が予測される時 は、早い段階(明るい時間帯、浸水が無 い状態のとき)に避難場所「高時小学校 または龍泉寺」に行くことが第一。
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、 自宅の2階など、より高く安全な場所に
- 「水平避難優先ゾーン」の中の方は、出 来るだけ早い段階で、安全なルートを 使って、安全な場所に避難する!

【土砂災害警戒区域等】

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

凡例

【水平避難優先ゾーン】

- 家屋流出範囲
- 3m以上の浸水想定区域

#### 【避難所】

高時小学校

龍泉寺

【簡易量水標】

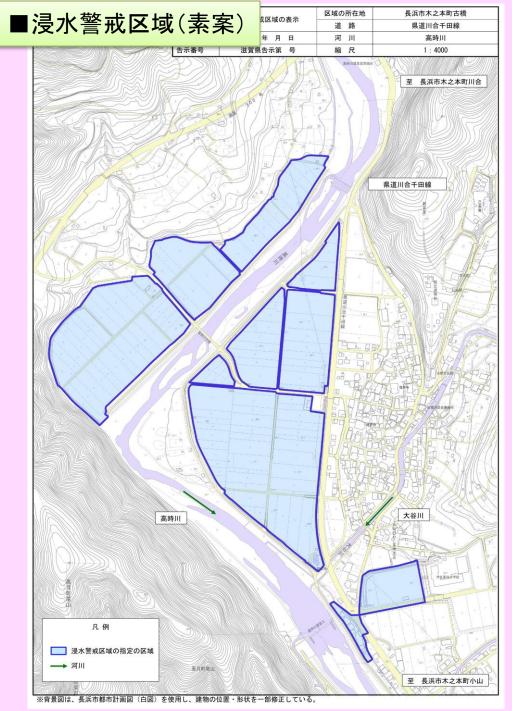
■ 簡易量水標の設置位置

### 古橋地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版

# ②とどめる対策(安全な住まい方)

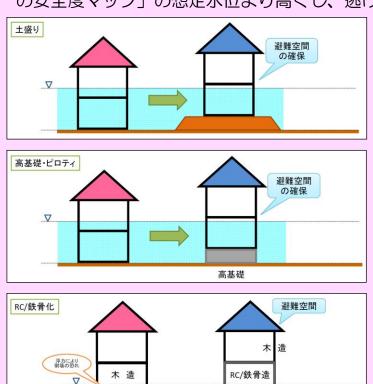
#### ■浸水警戒区域制度

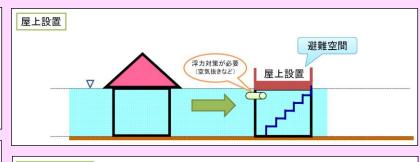
- ◆滋賀県では「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3 m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆指定された区域内で住居や社会福祉施設等の新築・増築・改築 をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のあ る安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があ ります。

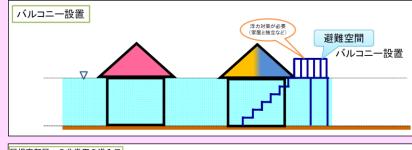


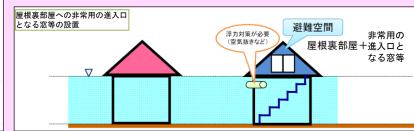
#### ■住まいの安全を確保するためのルール

- ◆逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くする などの方法があります。想定水位より下の部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。





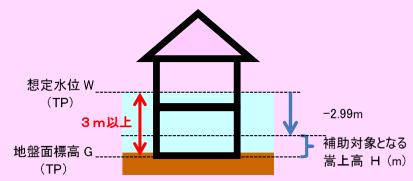




#### ■宅地嵩上げ浸水対策促進事業

◆「浸水警戒区域」内の既存住宅で、安全な逃げ場所がない、もしくは浸水しても耐えられる丈夫さがないお宅には、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、

RC造、ピロティ化等工事の費用を助成します。



項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法: 土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積: 補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ: 想定水位-2.99m-地盤高標高	想定水位および 既存建物面積 により算定する 額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値